

三重県気候変動適応センターの設置に関する協定書

三重県（以下「県」という。）と一般財団法人三重県環境保全事業団（以下「事業団」という。）は、三重県における気候変動適応の推進に資するため、「三重県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）の設置に関して、次とのおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地球温暖化その他の気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境に影響が生じ、これが長期にわたり拡大するおそれがあることから、県と事業団が相互に連携・協力し、三重県における気候変動適応に資する取組を促進することを目的とする。

（適応センターの設置）

第2条 三重県における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を行う拠点として、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定に基づく適応センターを設置する。

2 適応センターは、事業団の事務所内に設置し、事業団がその機能を担う。

（適応センターの事業）

第3条 適応センターは、気候変動影響及び気候変動適応に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 気候変動影響に関する情報の収集、整理及び分析
- (2) 気候変動影響の予測及び評価
- (3) 気候変動適応に関する優良事例の収集及び整理
- (4) 収集、整理及び分析した情報のウェブサイト等による発信
- (5) 県の地域気候変動適応計画策定等における情報提供、技術的助言
- (6) 国並びに国立研究開発法人国立環境研究所との情報共有及び共同研究等の実施
- (7) 気候変動適応広域協議会への協力
- (8) 県民や事業者への普及啓発、相談への対応

（県の役割）

第4条 県は、適応センターが前条各号に掲げる業務を行うために、必要な支援を行うとともに、気候変動適応に関する施策の推進について、適応センターに必要な協力を求めることができる。

(事業団の役割)

第5条 事業団は、適応センターが第3条各号に掲げる業務を行うため、必要な措置を講じるとともに、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、平成31年4月1日から効力を有するものとし、県又は事業団のいずれかから文書による協定終了の申し出がない限り、その効力を有する。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、県と事業団が協議して別に定めるものとする。

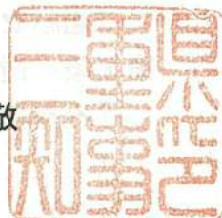
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有する。

平成31年3月26日

三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬



三重県津市河芸町上野3258番地

一般財団法人三重県環境保全事業団

理事長 高沖 芳寿

